



青色だより

第 107 号

2014年(平成26年) 1 月 1 日

発行所 一般社団法人
大和青色申告会

事務局 大和市桜森 2-3-9
(クリオ相模大塚 1F)
TEL 046 (262) 5111
FAX 046 (262) 5113

発行人 曾 根 寿太郎
編集人 西 海 正 美



富士山 (撮影：早川 公栄 氏)

そのような全国規模の運動にも積極的に参加しつつ、会員サービスのより一層の充実を図り、頼りになる青色申告会を目指すと共に、一般社会への貢献も視野に入れ、活動してまいりたいと思っております。皆様のご理解

また、本年から白色申告者も記帳と帳簿等の保存が義務付けられます。当会としては、この改正を機に白色申告者を対象とした記帳・決算等の指導にも取り組み、入会を勧めて会員増強に繋げてまいりたいと思っております。

そして全国青色申告会総連合では、国に対する税制改正要望運動をはじめ、小規模事業者の振興の為に努力しております。平成26年度の最重要項目である「事業主報酬制度」の早期実現、事業後継者への事業用資産の承継を非課税とするなどの負担軽減を図る「事業承継税制」の創設、および青色申告特別控除10万円を30万円に引き上げること等を昨年の11月27日に国

新年を迎えて



会 長
曾 根 寿太郎

白色申告者であっても記帳・帳簿等の保存が必要に

会員増強へ取り組み

昨年の4月に一般社団法人として再出発し、8ヶ月が過ぎました。公の団体として、より社会に貢献する法人として、事業に取り組んでおります。



大和税務署長
砥 堀 英 二

税務行政にとって 大きな改正の年に

新年のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。平成26年の年頭に当たり、一般社団法人大和青色申告会の会員の皆様方に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、曾根会長をはじめ役員、会員の皆様方並びに事務局職員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼と感謝を申し上げます。

さて、平成26年は、税務行政にとって大きな改正が施行される年です。まず、1月から白色申告者の記帳制度・保存の拡大があります。既に青色申告をされている皆様には特段の影響はありませんが、引き続き正しい記帳等を

とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

迎えた新年が会員皆様にとりまして、良い年になりますようご祈念申し上げます。挨拶いたします。

お願いいたします。また、確定申告期においては、青色申告制度の普及とともに白色申告者の記帳慣行の定着が目的である「青色コーナー」の運営に御協力をお願い申し上げます。

次に4月から消費税法の改正があります。改正の内容、消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組及び総額表示義務の特例また問い合わせ先等については、「青色だより」に掲載させていただきます。今後も税務署といたしましては、消費税法改正についての情報を、この「青色だより」の紙面をお借りするなどして情報提供に努めてまいります。

間もなく平成25年分確定申告の時期を迎えることとなりますが、最重要課題は、納税者利便の向上と事務の効率化を目的とする「e-Taxの利用促進」であります。大和青色申告会の会員の皆様方は、e-Tax利用への御理解と御協力を賜り、平成24年分確定申告では前年を上回る件数を送信していただいておりますことに感謝を申し上げますとともに本年も引き続き多数の会員の皆様方がe-Taxを御利用頂けるよう御期待申し上げます。

新しい年が一般社団法人大和青色申告会の更なる発展の年となるよう、また会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念申し上げます。新年のあいさつとさせていただきます。

納税表彰

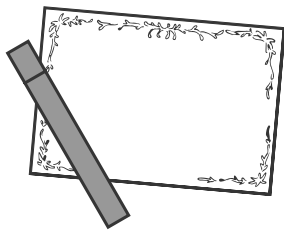
平成25年度

昨秋11月14日にオークラフロンティアホテル海老名(海老名市)において大和税務署による納税表彰式が行われ、当会関係者からは次の6氏が永年の功労により表彰されました。

また、11月20日には神奈川県高相合同庁舎において、女性部の佐藤春子副部長が神奈川県大和県税事務所長より表彰されました。

(五十音順・敬称略)

◎大和税務署長表彰状

間瀬 喜代子
海老名市岩佐 光三
大和市

◎大和税務署長感謝状

池田 あや子
座間市大原 静男
座間市佐々木 賢三
海老名市早川 公栄
大和市佐藤 春子
海老名市

◎大和県税事務所長表彰状

鳳来山東照宮と南木曾の旅

「役員一泊勉強会」を終えて

広報委員長
西海 正美

広報委員会企画の「役員一泊勉強会」は、11月6日から7日にかけて長野県・昼神温泉で実施し、役員83名、職員1名の計84名が参加しました。

6日の朝、バス2台で管内各地を出発し、足柄サービスエリアで合流後、一路長野方面へ向かいました。

勉強会は午前中に2号車、1号車の順に実施し、「青色申告の特典と申請・届出書の書き方」について職員の榎本次長より説明を受けました。今回の勉強内容が、これからの会員勧奨や確定申告期に大和税務署の「青色コーナー」を訪れる方への対応に役立てばと思います。

勉強会後、1号車は東照宮を参拝してから昼食をとり、2号車は昼食をとってから東照宮を参拝しました。鳳来山の東照宮は、日光、久能山と並び三大東照宮のひとつだそうです。

次に「水引工芸館せきしま」で工芸品の見学と買物を楽しみ、そして昼神温泉の「湯元ホテル阿智

川」に到着しました。

温泉に浸かって1日目の疲れを取り、6時30分からの懇親会では、カラオケや抽選会で親睦を深め、楽しい一夜が過ぎました。

2日目は、まず「木地師の里ヤマイチ」で木地師の作品を見学し、次に江戸と京を結ぶ中山道の宿場町であった妻籠宿を訪ね、江戸時代の宿場町の面影を感じながら自由散策を楽しみました。

次に吉永小百合主演の映画「母べえ」で有名になった旧山本中学校舎「杵原学校」を訪ねました。昭和中期の懐かしい姿を今も留める教室でボランティアガイドさんのお話を聞いた後、唱歌2曲を大

参加者
83名

きな声で歌いました。参加者の中には、当時を思い出されたのでしょうか、涙ぐむ方もいらっしゃいました。

昼食後は、養命酒・駒ヶ根工場を見学しました。広大な土地の中に自然を多く残して生かした工場の建て方に感銘しました。

帰路の途中、中央道で事故渋滞が発生しましたが、バスのドライバークさんの気転で一般道路へ出た後、再び高速道路へ戻り、渋滞を回避することができました。

予定の時間より1時間30分ほど遅くなりましたが、今年度も「役員一泊勉強会」を無事に終了することができました。役員の皆様をはじめ、事務局、関係者の方々のお陰でございます。広報委員会を代表して深く感謝申し上げます。



1号車の皆さん(愛知県・鳳来山東照宮前にて)

謹賀新年

顧問

阿萬 正巳
加藤 英雄
倉橋 則康

相談役

仲戸川 一三

理事

曾根寿太郎 (会長)
堀田 勝彦 (副会長)
吉野 和男 (副会長)
天野 勲 (副会長)
岩佐 光三 (副会長)
吉川 重夫 (副会長)
大澤 龍助
山田勇二郎
谷川 元彦
湯浅 進
二見 宣長
山村美伎男
大矢 勝彦
吉川 精一
大原 静男
西海 正美
松尾寿美子
藤井 弘
石井 茂
岸田 重二
橘川 健司
齊木 稔
前川 賢治
下田 兼義

監事

間瀬喜代子
柏木 照明
片岡 明
瀬戸 昇

支部長

石田 文子 (中央林間東)
富塚 明夫 (中央林間西)
猪爪 乙井 (下鶴間)
岩崎 清昭 (下鶴間北)
矢内 弘子 (南林間北)
有山 紀子 (南林間西)
田向 琳子 (南林間)
小湊 一裕 (南林間南)
牧野 重雄 (林間東)
水貝 栄 (西鶴間)
首藤 紀元 (西鶴間第一)
本間 一己 (西鶴間若草)
佐藤 軍士 (鶴間)
村元 進 (草柳北)
下田 政喜 (草柳南)
洲鎌 洋之 (草柳西)
関 春雄 (中央一)
田邊 一三 (中央二)
大貫 元春 (深見東)
石原 勝博 (大和東第一)
秋山 弘子 (大和東第二)
富澤 英夫 (大和南)
田邊 政道 (桜ヶ丘第一)
国兼 泰信 (桜ヶ丘第二)

柴田 茂 (福田第一)
原口 征三 (福田第二)
早川 公栄 (渋谷西)
仲戸川誠一 (渋谷東)
山口 芳美 (渋谷南第一)

一之瀬義康 (座間)

矢澤 富夫 (入谷第一)
福田 亮 (入谷第二)
石村 貞夫 (立野台)
福島 勝雄 (栗原第一)
関山 宗春 (栗原第二)
千馬 新次 (栗原第三)
早坂 長蔵 (相武台第一)
富田 清一 (相模が丘第二)
池田あや子 (相模が丘第二)
渡邊 良作 (ひばり第一)
江原 周 (ひばり第二)
矢板 文平 (小松原)

会員皆様からの寄稿

あおいろポスト



立野台支部
支部長
石村 貞夫

昔と今

当支部が管轄する座間市立野台は、54年前に東急不動産によって売り出された所です。1坪3900円で、1区画が100坪前後の大きい売り出しでした。1区画が

39万円で、その頃の月収は5000円ほどの人が殆どでしたので、給料78か月分もの価格になりましたが、それでも今と比べると安い価格でしょうか。今、立野台は1坪70万円ほどです。マイホームを手に入れるのは今も大変ですね。日本経済はじりじりと良くなっていると思いますが、われわれ小規模事業者の日々の経営環境はやはり厳しいままです。この原稿を書いているときは、アメリカとのTPP交渉がニュースで話題となっていました。関税撤廃で貿易が自由化されるようですが、国からの補助金で経営が成り立っている日本の農業への大きなダメージが予

想されることから、アメリカの方針にはなかなかついていけないようです。ただ農業の分野では大きいダメージでも、他の分野では日本にとってメリットもあり、そういう面を考えるとTPPによる貿易自由化も良いことだと思います。色々と人によって違いがあることは当たり前のことですし、農業への政策も偏り過ぎていたような気がします。TPPによる関税撤廃が、サービス業を営む私にとって、どのような影響を及ぼすかわかりませんが、わずかも良くなることを願います。皆さん、がんばりましょう。

黒沼 恒幸 (柏ヶ谷第一)
佐々木賢三 (柏ヶ谷第二)
窪田 照雄 (柏ヶ谷第三)
岡本 元章 (国分第一)
飯田 覚 (国分第二)
岩野 亮 (上今泉)
池田 裕司 (大谷・勝瀬)
松本 進 (浜田・国分寺台)
芝崎 泰弘 (海老名第四)
佐藤 孝夫 (中新田・さつき)
五十嵐千代子 (杉久保・上河内)
清田 豪 (本郷・中河内)
時任 勝美 (今里・社家)
柏木 敏男 (中野・門沢橋)
永瀬 寅雄 (上土棚)
渋谷 澄夫 (中村)
高橋 茂 (上深谷)

戸井田國輝 (綾北)
木下 英男 (寺尾南)
新家 清 (寺尾北)
金子 鴻 (早園)
目代 允信 (大和農業)
野島 義雄 (座間農業)
倉橋 聖 (海老名農業)
川島 好三 (綾瀬農業)
八木 隆行 (大和歯科医師)
石田 宏一 (税理士)



Q1 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されるそうですが、内容を教えてください。

A1 現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。

なお「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

Q2 Q1の「金銭又は有価証券の受取書」に記載された受取金額について消費税及び地方消費税額（以下「消費税額等」といいます。）の記載によって非課税範囲はどのようにになりますか。

A2 消費税額等が区分記載されている場合または税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

なお消費税の記載の取扱については従前どおりで改正はありません。

【領収証の一例です。税抜価格47,000円、税込価格（8%）50,760円】

印紙は不要です。

〇〇 〇〇様	領収証	
	金 50,760 円	
	品代(消費税 3,760 円含む)	
		△△会社

印紙が必要です。

〇〇 〇〇様	領収証	
	金 50,760 円	
	品代	
		△△会社



当会は広報事業の一環として、「やまと産業フェア（11月9日）」「座間市民ふるさとまつり（11月4日）」「あやせ産業まつり（11月17日）」と、管内各市の行事に参加しました。

各会場では、税に関するクイズの実施や現金1億円（模造）の重さを体験できるコーナーを設置し、ブースを訪れた方に楽しんでいただきました。また、会場内で青色申告会やe-Taxのパンフレット等を配布し、青色申告会と税の広報活動に努めました。

さらに「やまと産業フェア」では、当会の女性部によるチャリティーバザーを実施し、当会役員や女性部員有志が持ち寄ったハンドバッグ・タオル・瀬戸物・雑貨などを



販売し、売上金を大和市社会福祉協議会へ寄付いたしました。

各会場とも子供から年配者まで多くの方々が訪れて大いに盛り上がり、青色申告会・税のPRが広く行われました。

管内各市の行事で青色申告会をPR

「税を考える週間」

平成25年分 青色決算チェックシート

確定申告の時期が近づいてきましたが、正しい申告のためには、正しい決算が必要です。そこで青色決算における誤りやすい事例をあげてみましたので、確認にご利用ください。

☆ 事業所得の方

項 目	内 容
売上 (収入) 金額 (決算書「①」欄)	☐ 現金売上分や掛売り分、あるいは、単発的な取引に係る売上の計上漏れはありませんか。 ☐ 預貯金口座（家族名義を含みます。）に振り込まれた収入の計上漏れはありませんか。 ☐ 小切手入金分や銀行振込分の計上漏れはありませんか。 ☐ 雑収入（消費税について税込経理を行っている場合の還付消費税額など）やリベートなどの計上漏れはありませんか。 ☐ 商品などを家事用に消費した分の計上漏れはありませんか。
期末商品 (製品) 棚卸高 (決算書「⑤」欄)	☐ 店舗・工場以外の場所に保管している商品の計上漏れはありませんか。 ☐ 棚卸しは実地に行い、その記録は必ず保存しておいてください。なお、棚卸しの関係書類は、後日確認させていただくことがあります。
必要経費 (決算書「⑧～⑳」欄)	☐ 家事費分（住まいや生活のための消費に係る部分など）を必要経費に計上していませんか。 ☐ 租税公課、水道光熱費、旅費交通費、通信費、接待交際費、福利厚生費、利子割引料、地代家賃は、特に注意してください。 ☐ 所得税・住民税、町内会費、罰金・過料、借入金元本の返済金、長期損害保険料の積立分など、必要経費にならないものを計上していませんか。
専従者給与 (決算書「㉑」欄)	☐ 専ら事業に従事していない者を専従者としていませんか。 ☐ 専従者給与に関する（変更）届出書は提出してありますか。 ☐ 実際に支払った金額の方が少ないにもかかわらず、専従者給与に関する（変更）届出書に記載した金額を計上していませんか。
青色申告 特別控除額 (決算書「㉒」欄)	☐ 決算書の4ページの貸借対照表の記載がない、若しくは、不十分、あるいは、正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従った記帳がされていないにもかかわらず、10万円を超える金額を控除していませんか。

☆ 不動産所得の方

項 目	内 容
収入金額 (決算書「①～③」欄)	☐ 次の収入の計上漏れはありませんか。 ☐ 権利金、礼金、更新料、名義書換料 ☐ 共益費や修理代名目の収入 ☐ 未収入分 ☐ 保証金や敷金などのうち、返還を要しない部分 ☐ 消費税について税込経理を行っている場合の還付消費税額
租税公課 (決算書「⑤」欄)	☐ 自己の居住用部分など貸付用以外の不動産部分の固定資産税を除いていますか。
損害保険料 (決算書「⑥」欄)	☐ 自己の居住用部分など貸付用以外の建物部分を除いていますか。 ☐ 長期損害保険料の積立部分を除いていますか。
修繕費 (決算書「⑦」欄)	☐ 自己の居住用部分など貸付用以外の建物部分を除いていますか。 ☐ 修繕費のうち、固定資産の使用可能期間の延長又は価値の増加をもたらす支出（資本的支出）は、資産の取得価額になりますが、修繕費から除いていますか。
減価償却費 (決算書「⑧」欄)	☐ 期間計算誤りはしていませんか。 ☐ 自己の居住用部分など貸付用以外の建物部分を除いていますか。 ☐ 減価償却方法の届出は適正になされていますか。 ☐ 割増償却に該当しないものを割増償却していませんか。 ☐ マンションなどの取得価額に土地部分は含まれていませんか。 ☐ 耐用年数及び償却率は適正ですか。
借入金利子 (決算書「⑨」欄)	☐ 自己の居住用部分など貸付用以外の不動産部分を除いていますか。 ☐ 借入金元本の返済額を計上していませんか。 ☐ 決算書㉑欄が赤字の人で㉑欄に算入した金額のうちに土地等を取得するために要した負債の利子の額がある人は、その負債の利子の額を所定の欄に記入していますか。
地代家賃 (決算書「⑩」欄)	☐ 自己の居住用部分など貸付用以外の不動産部分を除いていますか。 ☐ 生計を一にする親族に対して支払っているものを除いていますか。
その他の経費 (決算書「⑪～⑰」欄)	☐ 家事費分（住まいや生活のための消費に係る部分など）を必要経費に計上していませんか。 ☐ 水道光熱費、旅費交通費、接待交際費は、特に注意してください。
専従者給与 (決算書「㉑」欄)	☐ 不動産の貸付けが事業的規模で行われていますか。 ☐ 専ら事業に従事していない者を専従者としていませんか。 ☐ 専従者給与に関する（変更）届出書は提出してありますか。
青色申告 特別控除額 (決算書「㉒」欄)	☐ 不動産の貸付けが事業的規模で行われておらず、他に事業所得がないにもかかわらず、10万円を超える金額を控除していませんか。 ☐ 決算書の4ページの貸借対照表の記載がない、若しくは、不十分、あるいは、正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従った記帳がされていないにもかかわらず、10万円を超える金額を控除していませんか。

女性部ニュース

部長
間瀬 喜代子

新年のごあいさつ

新年あけましておめでとうござ
います。新春のお慶びを申し上げ
ます。

さて、女性部の重要な行事のひ
とつである「税を考える週間」チャ
リティーバザーを、昨年の11月9
日に「やまと産業フェア」で開催
しました。お蔭さまで10万650
円の収益があり、2日後の月曜日
に大和市社会福祉協議会へ寄付し
てまいりました。このチャリティー



バザーも今年で10年目を迎え、大
和市への寄付も3回目になります。
今年は座間市を予定しております。
どうぞ宜しくお願い致します。

さらに11月26日から27日につ
けて、毎年春と秋にそれぞれ2日間
にわたって開催されている全青色
女性部リーダー研修会が、東京の
都市センターホテルで開催されま
した。

今回の研修会での活動報告は、
神奈川県担当と決まっております、
県連女性部の山前部長さんより
「大和会の女性部で...」との連絡
を頂きました。私がいろいろと調
べて作った手書きの原稿を、事務
局職員の河原さんにパワーポイン
トで仕上げてもらい、当日133
名の出席者を前に、写真が動くす
ばらしい資料を使って大和会女性
部の年間の活動報告をさせて頂き
ました。大成功で終わることがで
きたと思っております。
今年の1月20日は新年賀詞交歓
会を予定しております。多勢の女

性部員の皆様の出席をお待ちして
おります。

昨年はあまり良い年では無かつ
た様でしたが、今年は午年、白馬
に乗った王子様が私達にどの様な
夢をもって来てくれるか期待した
いですね。また、いつも私どもの
活動に最大限の応援をして下さる
親会の皆様、ありがとうございます
です。今年も宜しくお願い申し上げ
ます。

むすびにあたりまして、皆様方
の事業のご繁栄とご多幸をお祈り
申し上げます、新年のごあいさ
つと致します。

青年部ニュース

部長 義
兼 田 下継続的な広報で
会の存在を周知

新年あけましておめでとうござ
います。

昨年中は青年部事業にご理解と
ご協力いただきましてありがとうございます。

本年も青年部一同、会員の皆様
からのご意見やご要望を取り入れ
つつ、元気に会運営のお手伝いを
行っております。

きっと見つかるあなたの仲間！ 青色申告会 青年部



新入部員
募集中！

青年部担当
渡辺まで
お願いします。

入部のお申込み、お問い合わせは
電話 046-262-5111

※当会ホームページ（右上）からメールでのお問い合わせもできます。

そして常にチャレンジする青年
部でありたいと思います。

さて、青年部の1月の行事とし
ましては、広報活動と賀詞交歓会
を同じ27日に行います。賀詞交歓
会の1時間ほど前に集合し、駅前
でティッシュ配布して青色申告会
のことを広報します。昨年は海老
名駅前でしたので、今年は大和駅
前で行います。一年で一番寒い時
期の屋外活動になります。参加
される部員さんはよろしく願ひ
します。

また2014年1月以降は、白
色申告されているすべての方に記
帳の義務が拡大され、記帳指導を
必要とされる方が大幅に増え、青

色申告会の役割も益々重要になる
と思われま。

さらに、青色申告されている方
でも、青色申告会の存在をご存じ
ない方もいらっしゃると思います。

そのような方々に、これから
継続的な広報活動を行い、青色申
告会の存在を知っていただき、適
正な記帳そして納税ができますよ
うお手伝いしたいと思ひます。

2月からは本格的に確定申告の
期間になります。今年も広報車に
乗って各地区を回りますので、見
かけたときにはご声援よろしくお
願ひします！

平成25年分の所得税などの申告の相談・申告書の受付**大和税務署からのお知らせ****○所得税及び復興特別所得税**

平成26年2月17日(月)から3月17日(月)までです。

《法定納期限 平成26年3月17日(月):振替納付日 平成26年4月22日(火)》

※年末時点で5,000万円を超える国外財産を保有する方は、「国外財産調査書」を3月17日(月)までに提出する必要があります。

○消費税及び地方消費税

平成26年1月6日(月)から3月31日(月)までです。

《法定納期限 平成26年3月31日(月):振替納付日 平成26年4月24日(木)》

○贈与税

平成26年2月3日(月)から3月17日(月)までです。

《法定納期限 平成26年3月17日(月):振替納税は行っておりません。》

※還付申告は平成26年2月17日(月)以前でも行えます。

確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ)を正確に書いて下さい。なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの(氏名のみ)の口座)に限ります。

※平成26年2月23日・3月2日の日曜日に限り、所得税等の確定申告書作成のアドバイス、申告書の用紙の配付及び受付等を行います。

○当日は、電話による相談、国税の領収及び納税証明書の発行等は行っておりません。

○上記以外の土曜日、日曜日及び祝日は執務を行っておりません。

平成25年分の消費税(個人事業者)の確定申告(いずれかに該当する方)

①平成23年分の課税売上高が1,000万円を超える方。

②特定期間(平成24年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方は、平成25年分の消費税の課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。

③消費税の課税事業者となることを選択した方。(消費税課税事業者選択届出書を提出した方)

納税証明書を税務署窓口にて請求される方へ

平成25年分の申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税の納税証明書を請求される方は、確定申告書を提出する前(e-Taxにより確定申告書を提出する場合には、送信日の翌日以降:送信票を持参していただければ手続きがスムーズになります。)に、納税証明書受付窓口(管理運営部門)にお申し出ください。

その際に、納税証明書その1(納税額用)、又はその3(未納がない用)を請求される方で、今回の申告分の納税が済んでいる場合は、その納税に係る領収書も、併せてご持参ください。

また、本人確認方法が書類の種類により1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かりますので御注意ください。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)のご利用を!

○自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。(所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税)

○電子申請した納税証明について、郵送又は税務署窓口で書面で受け取ることが出来ます。

○電子納税では、金融機関の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができ、次の方法があります。

①「ダイレクト納付」による電子納税

②インターネットバンキング等による電子納税(登録方式・入力方式)

詳しくは、e-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp 是非、ご利用ください。

改正消費税について

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む。)の税率が8%に引き上げられます。

消費税の①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③総額表示に関する問合せ、④便乗値上に関する問合せは、政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」で受け付けています。

【専用ダイヤル】 0570-200-123

受付時間:平日9:00~17:00(平成26年3月・4月は土曜日でも受け付けます。)

【ホームページURL】 <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%の特例措置の廃止について

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置並びに源泉徴収選択口座内調整所得金額及び上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

○確定申告において適用される税率

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告の際には、上記所得税と併せて、基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

事務局からのお知らせ

◆確定申告期間中、下記の日付に限り、休日も業務を行います。

●平成26年2月23日（日）

業務時間 8:45～17:30

●平成26年3月 2日（日）

業務時間 8:45～17:30

●平成26年3月15日（土）

業務時間 8:45～12:00

◆事業の廃業や転居・住居表示の変更等がございましたら、事務局までご連絡ください。

◆当会のホームページでも、会員様に配付しております会報やチラシ、業務時間変更のお知らせ等をご覧になれます。ぜひご利用ください。

支部と会員数 (H25.11.20 現在)

	支部数	会員数
大 和 北	13	981
大 和 南	17	1,082
座 間	14	1,032
海 老 名	14	878
綾 瀬	9	591
農 業	4	897
歯科医師	2	36
税 理 士	1	93
事 務 局		74
正会員計		5,664

準 会 員	A	43
準 会 員	B	81
準会員計		124

市からのお知らせ

会員の皆様方におかれましては、日頃より税務行政につきまして、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

◆給与支払報告書の早期提出について

平成26年1月31日（金）は、給与支払報告書の提出期限です。市・県民税課税事務の円滑処理のため、1月17日頃までの提出にご協力をお願いいたします。※専従者の方もお忘れのないようお願いいたします。

◆給与支払報告書、償却資産申告書、法人市民税申告書等の電子申告について

e L T A Xでの「給与支払報告書・特別徴収異動届出書等、償却資産各申告書、法人市民税各申告書・設立等届出書」の電子申告が可能となっています。

詳細は、一般社団法人地方税電子化協議会の地方税ポータルシステムホームページをご覧ください。

【ホームページURL】 <http://www.eltax.jp/>

大和市役所 市民税課、座間市役所 市民税課、海老名市役所 市民税課、綾瀬市役所 税務課

入会13名～青色勸奨会員増強特別運動

会勢拡大のための特別運動が10月16日から11月15日まで実施され、皆様のご協力により13名の方が入会されました。

【大和北地区】6名、【大和南地区】2名、

【座間地区】1名、【海老名地区】1名、

【税理士】3名

広告募集

■広報紙「青色だより」に広告を掲載してみませんか？

■発行部数は、会員数と同数（約5,600部）で、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市の会員様に配付しております。

■広告料金は、1回5,000円（会員様は4,000円）～。
お問い合わせは、当会事務局（広報担当）まで。

四季
日本料理

四季折々の選りすぐりの味覚を、日本庭園を臨む落ち着いた空間で一。結納・七五三・法要など様々なシーンを洗練された会席料理でおもてないたします。



ご予約
お問合せ
TEL.046-235-9816
営業時間 昼11:30-14:30 / 夜17:00-21:00

オークラフロンティアホテル海老名

海老名市中央2-9-50 TEL.046-235-4411 (代) <http://www.okura-ebina.co.jp>

プロパンガス・灯油・器具・ガス工事一式

有限会社 吉野プロパン

〒242-0002 大和市つきみ野2丁目4番地11

TEL (046) 274-0150

FAX (046) 275-4725